

地域の活性化などに取り組む団体募集

パートナーシップ事業補助金を最大40万円交付します



魅力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化や課題解決に向けた市民の自主的な活動に対し、補助金を交付します。

補助金の概要

補助金の額／最大40万円

対象となる事業／次のいずれかに該当する事業

- ・市民の提案で実施する、市民協働の推進とまちづくりに必要と認める事業
- ・課題解決のために市民の協力が必要なもので、行政と協働して実施する事業

非該当の事業／次のいずれかに該当する事業

- ・市の類似する補助制度の適用を受けているか、他の団体を補助する事業
- ・効果が特定の個人や団体のみに及ぶ事業
- ・団体が管理する施設などの修繕などが目的の事業
- ・団体が組織を運営するための事業
- ・宗教的または政治的宣伝の意図が認められる事業

- ・補助することが適当でないと市長が認める事業

対象となる団体／次の全てに該当する団体

- ・構成員が3人以上で、その過半数が市内に住んでいるか、通勤・通学している団体
- ・市内に活動拠点があり、市内で活動している団体

対象となる経費／備品費や消耗品費、広告費、貸借料など

※市公式ウェブサイトに一覧表を掲載していますので、確認してください。

補助金の申請から決定まで

補助金の交付を希望する団体は、申請書に必要事項を記入し、シビックプライド推進室に提出してください。受け付けた申請は、審査を行い決定の可否を通知します。

☎シビックプライド推進室 995-1803

国民健康保険証を更新

10月1日(火)から保険証がうぐいす色になります



国民健康保険は、加入者が納めた国民健康保険税(国保税)で病気やけがをしたときに助け合う公的健康保険制度です。新しい保険証は9月30日(月)までに対象の世帯に郵送します。

保険証

保険証の色が藤色からうぐいす色に変更となります。古い保険証は、市に返却する必要はありませんが、確実に破棄してください。

有効期限／令和2年度から保険証の更新が8月1日になるため、保険証の有効期限は令和2年7月31日(金)となります。

郵送方法／普通郵便で郵送します。特定記録郵便または簡易書留での郵送を希望する世帯は、9月6日(金)までにご連絡ください。

※10月になっても新しい保険証が届かない場合はご連絡ください。

国保税滞納世帯には短期者証、資格証明書を交付

国民健康保険短期被保険者証

☑特別な理由がなく、前年度の国保税を滞納している世帯

有効期限／3カ月(一部6カ月)

国民健康保険被保険者資格証明書

☑特別な理由がなく、国保税を1年以上滞納している世帯

国保税の納付に困ったときは相談を

税金の納付に困ったら、市役所1階税務課へご相談ください。毎月第1・3水曜日は19時まで夜間納税相談を行っています。

☎税務課 995-1811

☎国保年金課 995-1814